

みらい1分ニュースレター

2010/1/18 第25号

毎週月曜配信

中国版

【滴水穿石】

中国におけるFC展開時に、「最低2店舗の直営店を有していること」は、フランチャイザーの要件の一つとして定められています。中国のFC法制度は主に店舗展開を対象としています。その13億人口を有している市場でいかにFC展開すれば良いかについて十分な調査と検討が必要です。

みらいコンサルティング(株) 国際ビジネス部
中国ニュース配信サービス事務局

Peoples Republic
of China

テーマ

中国でのフランチャイズ展開における法制度 (1/2)

←ポイント

✓【フランチャイズ】の中国語表記は、【商業特許経営】

✓重要法令:

1. 「商業特許経営管理条例」

公布部門: 国務院、2007年5月1日より施行

2. 「商業特許経営管理弁法」

公布部門: 商務部、2005年2月1日より施行

✓影響: 中国におけるフランチャイズ展開時には遵守しなければならない。

←解説

◆【フランチャイズ・ビジネスの当事者】

以下、フランチャイズを【FC】と言います。

自社の経営資源を与える企業を【フランチャイザー】、それらを受ける他の事業者を【フランチャイジー】と呼びます。

◆【中国のFC定義の4つ要素】

- ① フランチャイザーは、登録商標、企業標識、特許、ノウハウ等の経営資源を有している企業でなければなりません。
- ② フランチャイザーは、フランチャイジーとの間に契約を結び、上記の経営資源を使用する権利を与えます。
- ③ フランチャイジーは、同一の経営モデルのもとに事業を行わなければなりません。
- ④ その見返りとしてフランチャイジーは一定の対価を支払います。

◆【中国のFC法制度の8つの主な内容】

(1) フランチャイザーの要件

- ①成熟した経営モデルを有しており、②フランチャイジーに対して継続的に経営指導、支援、業務研修等を提供することができ、③最低2店舗の直営店を有しており、且つ、④事業開始より1年以上経過していることです。

(2) 外資系企業のFC展開時の留意点

- ①「外資投資産業指導目録」の中で禁止されている事業についてFC展開を行ってはなりません。具体的には専門コンサルティング会社または弁護士に事前に確認することをお勧めします。
- ②申請の流れとしては、まず「フランチャイズ・ビジネス」の事業内容を会社の「経営範囲」に追加しなければなりません。

(3) 登録および報告制度

フランチャイザーは初回のFC契約を締結した後15日以内に所轄の商務部門に登録しなければならず、かつ、毎年1~3月の間に前年度のFC契約の締結状況について報告します。

次回(1/25)は、FC契約書、申請書類等について引き続きご紹介いたします。

執筆: 莫 健潔(ばく けんけつ)

みらいコンサルティンググループ

みらいコンサルティング株式会社 <http://www.miraic.jp/>

税理士法人みらいコンサルティング/MC国際公認会計士共同事務所
社会保険労務士法人みらいコンサルティング/霞が関司法書士事務所

会社概要

公認会計士、税理士、司法書士、社会保険労務士等の各分野の専門家をはじめ、約140名の陣容。経営、会計税務、再生再編、M&A、人事労務、情報システム、国際ビジネス等、ワンストップサービスを提供し、クライアント企業の成長をサポートする。

- ◇東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル4階
- ◇〔大阪支社〕大阪府大阪市中央区安土町3-2-14
- ◇〔名古屋事務所〕愛知県名古屋市中区栄2-11-7

TEL: 03-3519-3970(代)
TEL: 06-4705-7010
TEL: 052-253-5606

